

第50回 地方分権改革有識者会議
第140回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和4年9月2日（金）14：00～16：06

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、木野隆之議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和4年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）各府省の計画策定等における見直しの検討状況について

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから、今回で50回という区切りの回数を迎えておりますが、第50回「地方分権改革有識者会議」と第140回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

本日は、コロナのパンデミックがまだ収まらず、かつ天候が不順なときにも関わりませず、議員及び構成員の皆様方には、万障繰り合わせて御参加くださいましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、岡田大臣に公務御多用中にも関わりませず、この会議室にて御臨席をいただいております。後ほど御挨拶をいただく際にカメラが入室いたしますので、御承知おきいただければと思います。

また、本日は、提案募集検討専門部会の大橋部会長代理、それから、伊藤構成員、野村構成員が所用のため御欠席となっております。

それでは、カメラの入室をお願いできますか。

（カメラ入室）

（神野座長） それでは、岡田大臣から御挨拶のお言葉を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（岡田大臣） 皆様、お疲れ様でございます。このたび内閣府特命担当大臣として地方分

権改革を担当することになりました岡田直樹でございます。

皆様におかれましては、かねてから地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本日の有識者会議は50回目ということで、また、提案募集検討専門部会も140回という区切りを迎えていて、特に本提案募集検討専門部会においては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論をいただいております。そのことに重ねて感謝を申し上げたいと存じます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえて、今後の進め方等について御審議をいただきたいと考えております。これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていないという事項もあると承知をいたしておりますが、引き続き地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、調整を加速してまいりたいと考えております。特に計画策定等については、本年の骨太の方針において、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところでもございます。こうした状況を踏まえながら、いただきました提案について一つ一つ丁寧に検討をし、対応してまいりたいと存じますし、併せて、今後の計画策定等の在り方全般について整理の道筋をつけられるよう検討を深めてまいりたいと存じます。

それでは、本日も忌憚のない活発な御議論を賜りますようお願いを申し上げて、御挨拶にさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、カメラの皆様方にはここで御退室をいただければと思いますので、御協力いただければ幸いです。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(細田参事官) 本日、お手元の資料でございますけれども、資料1から資料7がございます。また、参考資料が2つございます。

資料1が、今年の提案募集の重点事項一覧ということで、紙では両面の3枚組のものでございます。

資料2、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点でございます。

資料3-1から3-3、3部冊でございますが、こちらが8月29日に行いました地方三団体ヒアリングにおける各団体からの提出資料になります。

資料4が、本日の湯崎議員からの提出資料でございます。

資料5が、過去の対応方針のフォローアップの状況でございます。

資料6が、令和4年における計画策定等に関する今後の検討についてとしまして、国の各府省における検討状況等の資料でございます。

資料7が、先ほどの資料6でお示しする国の見直しの検討状況の回答のうち、A1、A2としまして、検討する旨の回答があったものでございます。

参考資料が2つございます。

参考資料1でございますが、こちらは関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等一覧ということで、重点事項のみならず、全235件について整理したのになっております。

最後に、参考資料2でございますが、こちらは国の各府省における計画策定等の見直しの検討状況について、全ての項目を掲載したものでございます。

漏れや落丁等がございましたらお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

(神野座長) よろしいでしょうか。お手元を御確認いただければと存じます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事次第を御覧いただければと思います。今日は御審議いただく議題といたしまして、2つ用意をさせていただいております。一つは令和4年の提案募集方式等について、もう一つは各府省の計画策定等における見直しの検討状況についてでございます。

第1番目の議題、令和4年の提案募集方式等についてから御審議を頂戴したいと思いますが、まず、高橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況等について御説明をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

(高橋部会長) 高橋でございます。私のほうから提案募集検討専門部会における検討状況につきまして御報告させていただきます。

部会におきましては関係府省からヒアリング、これは8月1日から4日まで、及び地方三団体からのヒアリング、これは8月29日でしたが、これらを実施いたしました。

以下、これらのヒアリングの概要を御報告申し上げました上で、今後の検討の方針と進め方について御説明を申し上げたいと思います。

まず、関係府省との議論の状況につきましては、一定の議論の進展がありましたものの、現段階では対応が困難というようなものや、今後検討とされた回答も見られるところでございます。10月上旬からの第2次ヒアリングを含めまして、議論を加速させていきたいと思っております。

少し詳しく申し上げます。関係府省との議論の状況は大きく4つに分類できると思います。すなわち①が「検討の方向性が合致している事項」、②が「検討の方向性が一部合致している事項」、③が「検討の方向性は合致していないが論点の共通認識は得た事項」、④が「検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」でございます。

個別の重点事項についての詳細は、後ほど事務局から御説明申し上げます。

まず、資料の1を御覧いただきまして、それぞれ主な内容について事項を申し上げます。資料の1でございます。

まず、検討の方向性が合致している事項の例としましては、これは1ページの2番でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大。そして、2ページ目にまいります。重点番号15ということになります。真ん中辺りにございますが、建築基準適合判定資格者の検定の受験資格の見直しにつきましてでございます。

2番目、検討の方向性が一部合致している事項の例といたしましては、元に戻りまして1ページの真ん中にごございます重点番号6、セーフティーネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化。そして、6ページ一番後ろの重点番号67でございます医療計画と関係計画の統廃合、これが②の例でございます。

③の「検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項」の例としては、2ページの重点番号16、大規模小売店舗立地法における法人対象者の氏名変更に係る届け出の廃止。

そして、5ページになりますが重点番号52、市町村における交通計画の廃止が③の事項でございます。

最後、検討の方向性の合致、論点の認識も得られていない事項の例といたしましては、2ページ目の重点番号14になりますが、マイナンバーカード関係手続の合理化、3ページの真ん中辺りにございます重点番号30、日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止が挙げられると思います。

なお、関係府省のヒアリングの際には、重点事項テーマでございます計画策定等に関する提案につきまして、先ほども御発言を頂戴いたしましたが、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針に記載された計画策定に関する基本事項を踏まえて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい旨を申し上げまして、引き続きの対応を御依頼申し上げているところでございます。

計画策定等につきましては、この後の議事2におきまして、私からヒアリング等、専門部会での検討を踏まえた所見について、改めて御説明させていただきたいと思っております。

以上が、府省ヒアリングの概要でございます。

次に、地方三団体ヒアリングの状況でございます。

全国知事会、全国市長会、全国町村会からのヒアリングにつきましては、先ほども事務局から御説明がございましたが、資料の3-1から3-3までを御参照いただければと思います。地方三団体からは提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明されました。また、計画策定等が地方にとって大きな負担となっていることを踏まえ、制度的な課題として検討を行い、積極的に見直しを進めるべきであるとの御意見や、各市町における計画策定等の自主的な見直しについても対応困難とされたものが多く、積極的

な対応を求めるといったような御意見のほかに、新たな義務付け・枠付けを制限するための十分なチェックを行う仕組みの確立といったような御意見も頂戴いたしたところでございます。

その上で、今回の提案全般に関して提案団体の趣旨を踏まえた積極的な対応の検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘もありましたので、これらを踏まえまして検討を進めていきたいと考えております。

最後でございますが、今後の部会の検討方針及び進め方ということでございます。

今後の部会における検討の方針といたしては、まず、検討の方向性が合致している事項、検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いしたいと思っております。また、それとともに内閣府及び関係府省において、関係団体、関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰めの作業、これを①②について行っていきたいと思っております。

また、検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項につきましては、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただけたらと思います。その状況も聞きつつ専門部会としても対応方針について検討していきたいと思っております。

さらに検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項につきましては、再度、関係府省に対しまして専門部会としての考え方や論点を明確にお示ししまして、さらなる検討をお願いした上で議論を深めてまいりたいと思っております。

以上の方針を前提といたしまして、今後の検討の進め方につきましては、来週5日月曜日に予定されております内閣府から関係府省への再検討要請の際に、併せて資料2で御紹介いただきました主な再検討の視点を各府省に対して文書でお示しし、関係府省におきまして、それを踏まえて16日金曜日までに御回答いただくということを考えております。

部会としては関係府省の回答を踏まえて、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行いまして議論を進めていきたいと考えております。

昨年もこの段階におきましては、検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くありませんでした。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させ、実現に至ったということがございます。したがって、今年も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、部会として努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ここで岡田大臣が御公務のため御退室されます。どうもありがとうございました。

(岡田大臣) 恐れ入ります。大変短時間で失礼をいたしますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(岡田大臣退室)

(神野座長) それでは、議事を続けさせていただきます。

次に、事務局から重点事項に関わる関係府省からの第1次回答の状況や、主な再検討の視点等につきまして御説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(細田参事官) 参事官の細田でございます。私から資料2、資料5、参考資料1によりまして、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点等について、少しお時間をいただきまして、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料2でございます。今回の重点事項は全部で68項目ございますが、このうち提案募集検討専門部会の構成員の先生方によりまず第1次ヒアリングを行いました39項目について、順次御説明をさせていただきます。

まず1番でございます。8ページのほうを御覧ください。左側にある各府省からの第1次回答と右側にある各府省に今後対応を求める再検討の視点、この2つの欄を中心に今後順次御覧いただければ幸いです。

それでは1番、登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、固定資産税システムの標準化の取組の中で、固定資産評価額の自動抽出機能が装備されるため、令和8年度からは市町村の事務負担の問題は解消される旨の説明が口頭でございました。このため、再検討の視点としましては、第2次ヒアリングにおいて資料等で具体的に説明することを求めるものでございます。

次に2番、住基ネットの利用事務の拡大を求めるものでございます。こちらは前向きな検討をする旨を回答いただいておりますことから、再検討の視点として、利用範囲の拡大を幅広に行うよう速やかな検討を求めるものでございます。

次に3番、国家資格等に係る手続のオンライン化等を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは対象資格の拡大及び管理栄養士の都道府県経由事務の廃止について検討を進めるとのことでございました。再検討の視点として、対象資格を5資格に限定せず検討すること、手続のオンライン化に当たっては、都道府県の経由事務が不要となるよう整理することを求めるものでございます。

続きまして4番、障害支援区分認定調査のオンライン化を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、実態を把握した上で、中立性の観点から慎重に検討する必要があるとのことでございました。再検討の視点として、中立性の観点から調査に立ち会う者に求められる条件は何か、へき地の居住者をはじめ、対象範囲をどこまで拡大できるかの検討を求めるものでございます。

次に5番、生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直しを求めるものでございます。変更の届出については、第1次回答では自治体間をまたぐ生活保護部局と介護保険

部局との情報連携、介護保険部局の負担増が課題とのことでしたが、再検討の視点としては、システム連携も含め検討を求めるもの、また、旧法指定機関については、第1次回答では不利益遡及禁止の観点から懸念が示されていましたが、再検討の視点として、平成25年の改正法の立法趣旨を踏まえて、制度改正の検討を求めるものでございます。

続きまして6番、セーフティーネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化を求めるものでございます。第1次回答では、電子化については来年度からの実装を目指して取組を始めているとのことでしたが、認定機関の拡充については商工会議所等の側の事務負担の問題もあるため、電子化による効率化の状況を踏まえて検討したいとの回答がございました。再検討の視点としては、商工会議所等の意向の確認を踏まえて方向性の提示を求めるものでございます。

次に7番、認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等を求めるものでございます。第1次回答ではいずれも難しいとのことでしたが、再検討の視点として、事前協議に関する提案につきましては指定都市への過剰な関与となっているのではないかと、変更届に関する提案については制度間のバランスを取りつつ法形式を統一すべきと求めるものでございます。なお、施設整備交付金に関する提案については前向きな回答があったところでございます。

続きまして8番、公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うことを求めるものでございます。第1次回答ではこれは難しいとのことでしたが、再検討の視点として、本提案の支障である申請漏れに対する対応等について検討を求めるものでございます。

続きまして9番、放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直しを求めるもの、これはいわゆるフォローアップ案件でございます。引き続き子供の安全を確保しつつ、現行の基準、これが参酌すべき基準となっているわけですが、これを維持していくべきではないかという視点で検討を求めるものでございます。

次に10番、指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直しを求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、要支援者とその前段階の方々を含めた高齢者の介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターで一体的に行う必要があるとのことでしたが、再検討の視点として、高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターのさらなる業務増が見込まれる中で持続可能性をどう確保するのか、見解を示すように求めるものでございます。

続きまして11番、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続の見直しを求めるものでございます。第1次回答では医療保険、介護保険という異なる制度に係るものでシステム改修等が必要とのことでしたが、再検討の視点として、マイナンバーによる情報連携の活用も含め、速やかに措置を講じる

よう求めるものでございます。

続きまして12番、中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直しを求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答でございましたけれども、再検討の視点としまして、中山間地域等のようなサービスに要する平均的な費用、特に移動時間、これを優に上回る地域について、介護報酬上の取扱いを明確にすべきとした上で、中山間地域等における訪問介護の移動時間等の実態を十分に把握の上、地域の実情に応じた持続可能な訪問介護の制度の在り方を早急に検討し、その方向性を示すことを求めるものでございます。

続きまして13番、生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届け出を不要とする見直しを求めるものでございます。第1次ヒアリングにて提案を実現する方向で検討する旨の説明がありましたことから、再検討の視点として、実現に向けての実態把握方法や実現時期等について、第2次ヒアリングまでに具体的に示すよう求めるものでございます。

続きまして14番、マイナンバーカード関係手続の合理化を求めるものでございます。第1次回答では、カード交付事務における本人確認については公権力の行使であり、民間委託は不相当である。また、カード本体や電子証明書のオンラインによる更新については、正確な本人確認等の観点から対応困難とのことでございました。再検討の視点として、受託事業者に秘密保持等を義務付ければ委託可能ではないか、最新技術の活用等によるオンライン化を目指すべきといった視点で検討を求めるものでございます。

続きまして15番、建築基準適合判定資格者検定の受験資格の見直しを求めるものでございます。こちらは前向きな回答をいただいておりますことから、再検討の視点として、人材確保の観点から幅広く早急に検討を進めることを求めるものでございます。

続きまして16番、大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、代表者の氏名は事業者への報告徴収などで必要な情報であって、引き続き届出を求めたいとの説明がありました。再検討の視点として、他の把握の方法が考えられるのではないかと、公告、縦覧等の事後手続は見直すべきではないかという点について、自治体の意向なども確認しつつ、検討を求めるものでございます。

続きまして17番、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直しを求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、検討すべき事項について自治体の意見を聞きたいとの説明がございました。このため、再検討の視点としては、自治体の意見を踏まえて方向性を示すよう求めるものでございます。

続きまして18番、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である駐車場に該当するとの説明がございましたが、再検討の視点として、多くの団体から支障が示されていることを踏まえ、政令で公

園施設に該当することを明確化することを求めるものでございます。

続きまして、ここからの項目が全て計画策定関係になります。21番、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、これは難しいとの回答がありましたが、再検討の視点として、国の計画に地域の実情も考慮した形で記載すれば、都道府県ごとの計画の策定は不要ではないか、また、議員立法であっても制度を運用する立場として対応すべきと求めるものでございます。

続きまして22番、総合保養地域整備基本構想、いわゆるリゾート構想に関する主務大臣協議の廃止を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、添付書類の簡素化を図りつつも主務大臣協議が必要とのことでしたが、再検討の視点として、構想廃止の場合は協議を義務付ける必要はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないかといった視点での検討を求めるものでございます。

続きまして23番、地震防災緊急事業五箇年計画について、ほかの計画での代替を可能とすることや計画策定手続等の簡素化を求めるものでございます。第1次回答では、ほかの計画との一体的策定は策定手続の違いがあるため困難であり、同意協議の廃止についても財政上の措置に伴う確認行為であり困難であるが、下調整や進捗状況調査の簡素化は検討することとございました。再検討の視点として、策定手続に違いがあっても一体的策定は可能ではないか、現行の同意協議手続を法律の規定に沿って見直すべきといった視点で検討を求めるものでございます。

次に26番、公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化を求めるものでございます。第1次回答ではいずれの点も検討していく旨の回答をいただいておりますが、再検討の視点として、具体的な見直しの方針を示していただくよう求めるものでございます。

続きまして29番、土地利用基本計画の策定義務の廃止等を求めるものでございます。第1次ヒアリングにおいて土地利用基本計画の策定は必須、また、国土利用計画法第38条に基づく審議会は都道府県の実態を調査し、負担軽減策を考えたい等の説明があったところでございます。再検討の視点として、計画策定の義務付けの必要性の再検討とともに、先ほど申し上げました審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化について、具体的な対応策を示すこと等を求めるものでございます。

続きまして30番、日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止を求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答がありましたが、再検討の視点としては、基本方針の策定という手法を採らずとも政策目的は達成できるのではないかと、また、議員立法であっても制度を運用する立場として対応すべきと求めるものでございます。

続きまして34番、地方スポーツ推進計画の廃止を求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答がございましたが、計画の策定という手法を採らずとも

政策目的は達成できるのではないか、また、議員立法であっても制度を運用する立場として対応すべきと求めるものでございます。

続きまして37番、新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、学識経験者からの意見聴取の方法は柔軟に変更できるけれども、軽微な変更であっても意見聴取は必要とのことでもございました。再検討の視点として、軽微な変更の場合を意見聴取の適用除外とする法改正を行うか、軽微な変更の場合の意見聴取は不要である旨を都道府県に周知するよう求めるものでございます。

次に39番、都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略を求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答がございましたが、再検討の視点として、保健所業務の逼迫なども踏まえまして、法改正や大きな状況の変化があれば、その都度計画を変更することで毎年度の策定は不要とし、計画期間を地域の実情に合わせられるよう求めるものでございます。

次に40番、公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化を求めるものでございます。第1次ヒアリングにおいて前向きな回答をいただいているところでございます。再検討の視点として、国立大学法人が同様の制度見直しを行っていることから、再度前向きな検討とスケジュールを提示いただきたい旨、求めるものでございます。

次に43番、空き家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の廃止、または空き家対策総合実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすることを求めるものでございます。第1次ヒアリングにおいて、空き家対策総合実施計画の中に空き家等対策計画に相当する内容を盛り込めば要件を満たすものとする等の説明があったところでございます。再検討の視点として、その方向で早急に検討を求めるとともに、空き家対策総合実施計画の策定手続の簡素化の検討も求めるものでございます。

続きまして45番、農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減を求めるものでございます。第1次ヒアリングにおいて、現行法において既に負担軽減措置を講じていること、改正法施行後は添付書類の大幅な簡素化を予定していること、また、都道府県の認可事務の市町村への移譲を進めることを検討している等の説明があったところでございます。再検討の視点として、現行法での対応を再検討すること、改正法施行後について都道府県の事務負担を単に市町村に転嫁しようとするのではなく、地方の意見を踏まえ、全体としての事務の効率化・簡素化が図られるよう検討することを求めるものでございます。

続きまして46番、工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和を求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、都市計画において一定の幅を持った記載は可能だが、事業計画はわずかな変更でも大臣認可が必要とのことでもございました。再検討の視点として、都市計画の一定の幅を具体的に示すとともに、提案

のような事業計画のわずかな変更の場合の大臣認可について再検討を求めるものでございます。また、現行の譲受人要件が必要と第1次ヒアリングで説明があったわけですが、現代の産業構造に即して緩和の再検討を求めるものでございます。

続きまして52番、市町村における交通安全計画の廃止を求めるものでございます。第1次回答では、この計画作成は努力義務であり、地域の実情に応じて市町村が判断すべき旨が示されたところでございます。再検討の視点として、住民への説明責任の観点から、市町村が計画を作成せざるを得ない実態があるため、努力義務を廃止するか、できる規定とするよう求めるものでございます。

次に55番、耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求めるものでございます。第1次ヒアリングでは、社会資本総合整備計画の記載内容により耐震改修事業の内容が確認できれば、耐震改修促進計画を策定したものとみなす方向で検討したい旨の説明がありました。再検討の視点として、その方向での早急な検討を求めるものでございます。

続きまして56番、マンション管理適正化推進計画の廃止を求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答がございましたが、再検討の視点として、認定制度と計画を結びつけることで実質的義務付けとなっていること、計画という手法でなくても認定を行うことは可能ではないかという視点で再検討を求めるものでございます。

続きまして60番、文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化を求めるものでございます。第1次回答では、これは難しいとの回答がございましたが、再検討の視点として、かなり大部な内容を相当な期間をかけて策定しなければならず、計画策定の負担が重いという提案団体の指摘を受けて、計画策定に係る負担等の実態を調査し、結果を第2次ヒアリングで示すとともに、例えば指針の中に記載の簡略化について記載するなど、負担軽減策を講じることを求めるものでございます。

続きまして62番、市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないことを求めるものでございます。第1次回答では、廃止は難しいが、ほかの計画を持って変えること、財政措置の要件としないこととする回答がございました。再検討の視点として、計画策定・改定の時期や進め方は自治体の裁量によること、計画策定を財政措置の要件とはしないことも含めて通知等により明示すべきという視点での検討を求めるものでございます。

次に63番、国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止を求めるものでございます。第1次回答では、個別施設計画の策定を補助金等の要件から外すことや当該計画の策定状況を考慮しない取扱いとすることは難しいとのことでございました。再検討の視点として、既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる状況も踏まえて、要件の緩和を求めるものでございます。

続きまして65番、交付金に係る施設整備計画について、ほかの計画と代替可能とすることを求めるものでございます。第1次回答では、ほかの計画への代替は困難との回答がございました。再検討の視点として、公立学校施設に関する施設整備計画、建築計画、個別施設計画、この3つの計画についてそれぞれ内容や項目が類似している中、統合や記載内容のスリム化など、見直しを求めるものでございます。

最後の67番、医療計画と関係計画との統廃合等を求めるものでございます。第1次回答では、提案で挙げられた各計画について一体的に策定して差し支えない旨の回答がございました。再検討の視点として、その旨を都道府県に速やかに周知すること、制度創設から一定期間が経過した都道府県がん対策推進計画について個別策定の必要性の有無など、今後の在り方を検討するよう求めるものでございます。

こうした視点から、それぞれの項目につきまして、再検討を各府省へ要請してまいりたいと考えております。

続きまして、資料5を御覧いただきたいと思っております。こちらは平成26年から令和3年の対応方針におきまして決まっておりましたもののフォローアップの状況でございます。こちらは個別には説明いたしません、今日お示ししておりますのは全体で48件でございます。このうちの3件につきまして結論が得られたことを御報告させていただきます。今後とも各府省の状況を聞き、適切なフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

参考資料1は先ほど御説明させていただきました重点事項も含めて、全体の235件の内容につきまして全て記載した資料でございます。

私からの説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今年の提案募集につきまして、専門部会の検討状況を高橋部会長から御説明いただき、それから、今は事務局のほうから重点事項に関わる各府省からの第1次回答の状況、それから、主な再検討の視点等々につきまして御説明をいただいたところでございます。それでは、御説明いただいたことに関しまして御審議を頂戴したいと思います。

湯崎議員、最初に御発言を頂戴できればと思いますので、よろしく申し上げます。

(湯崎議員) それでは、今回の重点募集テーマであります計画策定等に関して発言させていただきます。

まずもって、専門部会のほうで大変精力的に今回の各項目について御検討いただいて、本当にありがたく存じます。大変膨大な作業だったのではないかと思いますけれども、感謝を申し上げたいと思います。

まず、一般論でありますけれども、本来、地方公共団体における計画などの策定というのは、地域の課題だとか現状を踏まえまして住民と合意形成を行って、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものだと思っております。

しかしながら、現実的には、今御説明もありましたけれども、依然として計画などの

策定を義務付ける法令の規定がつくられておりますし、これも既に皆様御承知のとおり、平成22年から10年間で1.5倍増加しております。また、努力義務規定だとか、あるいはできる規定であっても、実態としては国庫補助金などの交付要件として計画などの策定が求められるといった形で、実質的に義務化されているというものが多くございます。これは国の過剰な関与であると考えておりますし、その対応に非常に多大な労力を要しているということかと思えます。

そういった状況の中で、今年度の骨太方針で、計画策定に関して地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り申請しないようにするというようなことなどが盛り込まれたということ。また、内閣府のほうから各府省に対して、所管する計画などに関して見直しの要請をいただいたところでありまして、今後、計画策定における地方分権改革がより一層推進されるということを大変期待しております。

しかしながら、今御説明いただきましたように、この第1次回答において対応困難とされたものも大変多くありまして、我々が望む結論にはなかなか至っていないのかなということがあります。例えば今御説明のあった資料2の19番、過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画ですけれども、計画の中に方針というのは当然のことながら含まれていくものなので、これを一体的にできないのはなぜなのかとか、本当にこうした非常に細かいレベルで、できると思われるようなものができないとなっているものがたくさんあると認識をしております。

引き続き内閣府におかれては、イニシアチブをしっかりとっていただきまして、少しでも多くの計画策定が見直されるように御協力をお願いしたいと思います。

現状のいろいろな地方分権の枠組みにおいては、こうした作業をしていくことは避けられないわけですが、この見直し自体も非常に労力をかけて行わなければいけないという現実もあると思えます。

今般、いろいろな事務見直しというのがされる中で、例えばデジタル化のところで印鑑の廃止であるとか、あるいは今般、河野大臣がフロッピーディスクなどの廃止ということをおっしゃられますけれども、やはり原則を決めて、計画をどうしてもつくるのであれば、その証明責任を逆に各府省が負うとか、そういった形で抜本的に転換しないと非常に大変である。例えば一個一個判子が要するのか、要らないのかという議論をすると、恐らく、ほとんど進まなかったことが、原則を定めることによって、逆に一気に進んでいったというようなこともあるのではないかと考えております。

それから、政府提出法案のみならず、議員立法でもかなり、この計画の問題はありますので、ぜひ事前チェックなどを含めて、制度的な課題として見直しをしていただくようお願いをしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

委員長、何かコメントはありますか。いいですか。では、承っておきます。ありがと

うございました。

引き続いて、三木議員、お願いできますか。

(三木議員) 全国市長会の代表で来ております長野県の須坂市長の三木です。まずもって高橋専門部会長さんをはじめ、部会員の皆さん、そして、事務局の皆さんにおかれましては、この膨大な提案について、これだけ具体的に調査をしていただきまして、本当にありがとうございます。そして、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点も読ませていただきまして、これだけきめ細かに書かれたこと、大変ありがとうございます。そして、私は須坂市長の立場から見ましても、本当に再検討の視点というのが、須坂市にとっても非常に重要な観点だなということを感じました。重ねて御礼申し上げます。

もう一つ、骨太の方針に明記していただいたことが非常に効果があったのではないかなと思います。私ども行政に携わる者としては、何か指針になるものがあれば、それによって変更するということが気持ち的にも非常に楽ですので、そういう面でも非常に良かったのではないかなと思っております。

それから、今回の方向性と論点が一致された事業につきましては、できれば私は前向きに取り組んでいただいた省庁、また、その事業に対して感謝の意味で、少しずつでもプレスリリースをしていただくことが大事かなと思います。そうすることによって、よく見直したところについて、国民の皆さんの評価というのできるのではないかなと思っております。

それから、個別の事項になりますけれども、マイナンバーについて今、非常に各市町村が努力しているのですけれども、マイナンバーが今時点も努力しているのですが、今度は更新のときも同じような形で大変な状況になると思います。今からマイナンバー更新も含めて、先ほどもございましたように、どのようにしていくか、情報保護の関係だとか、民間委託も含めて検討していただきたいなと思います。私は例えば郵便局のほうでやっていただくと非常にいいのではないかなと感じました。簡易郵便局等もございまずし、また、地元の人顔とかそういうのも知っておりますので、そういうことも含めて検討していただきたいなと思いました。

それから、環境基本計画でありますけれども、CO2の削減等、極めて重要なのですけれども、市町村レベルですと、数値目標を捉えることがもうできないという状況であります。しかし、計画をつくる際に、数値目標をつくるということが一つのメルクマールになっておりますので、ぜひ環境基本計画の数値目標等につきましては、せめて国だとか、政令指定都市だとか、中核都市ぐらいの大きな都市に限っていただきたい。そして、私どものような小さな自治体においては、本当に小さな一つずつの省エネだとか、CO2の削減について努力するというようなことを環境省のほうで提案していただければ大変ありがたいと思っています。

もう一つ、大変僭越なのですが、議員立法のお話が出ましたけれども、立法府と行政府という関係がありますので、私はできれば各政党等についても、これは個人的な意見

でありますけれども、お願いをしていくということも大事なことはないかなと感じました。

以上ですが、重ねて専門部会とか、事務局の皆さんが努力されていることに対しまして感謝を申し上げまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

続いて、木野議員、御発言をお願いできればと思いますので、よろしく願います。

(木野議員) 発言の機会をいただきましてありがとうございます。全国町村会から参加させていただいています輪之内町長の木野と申します。どうかよろしく願います。

まずもって、前回の会議以降、高橋部会長さんをはじめ、提案募集検討専門部会の先生方、それから、地方分権改革推進室の皆様、大変いろいろなヒアリング等を実施していただきまして、御議論いただいたことを感謝申し上げたいと思います。

それを前提にいたしまして、先ほど来説明がありました重点事項を中心に、少し申し上げさせていただきます。

まず、資料2の関係府省との関係を見させていただきました。大変失礼ですけれども、中には今課題になっているような支障の根本原因の解消につながるとは言えないような回答もあったように見受けられます。

例えば資料2の79ページの重点番号45、農用地利用集積等促進計画について、農林水産省の回答は、都道府県知事から市町村長への認可権限の移譲を進めるとのこと。それによって都道府県の事務負担の軽減になると、そんな趣旨かと思えますけれども、これはともすると、ただ市町村に負担を転嫁するだけの弥縫策とは申しませんけれども、ちょっと取り繕った感じがしないでもないかなと思っております。そういう意味では、専門部会から再検討の視点として示されておりますように、もっと現場の声を聞いて、提案に沿った適切な方式を検討していただけたらと思っております。

また、重点番号12の中山間地域における訪問介護サービスの介護報酬等の見直しでありますけれども、関係府省の回答としては、出張所を設ける等の工夫ができるだろうとのこと。でも、それは広域に集落が点在するような自治体の地理的状況に鑑みれば、出張所を設けることはあまり現実的ではないように思われます。そういう意味では、出張所を設けるという形ではなくて、もう少しほかの方法というか、地域の実情を御理解いただいた上で、介護報酬等の算定の在り方も含めてでありますけれども、御検討いただければと思います。

全体として幾つかの課題はあろうかと思えます。ただいま申し上げましたのは、ほんの一例でございます。この重点事項については、専門部会の先生方から関係府省に再検討の視点を御指摘いただいております。ただ、心配しますのは、重点事項となっていない提案の中にも、ひょっとすれば趣旨に則していない関係府省からの回答もあるのではないかなと、全体をなかなか見きれておりませんので、危惧をしておるところでございます。前回の会議でも申し上げたところですが、事務局の皆さんを中心に、提案

全般にわたって目配りしていただくことが大事かと思えます。どうかひとつよろしくお願ひします。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

引き続きでございますが、磯部構成員、御発言を頂戴できればと思えますので、よろしくお願ひします。

(磯部構成員) 事務局から御報告があったとおり、いろいろな議論があったところです。幾つもメンションがありましたけれども、議員立法のところについて一言だけコメントしておきます。再検討の視点のところで、制度の運用を行う立場で対応すべきなのだと、具体的には、やはり執行は各府省で行うのだから、地方に執行上の支障が生じているのであれば対応すべきだという言い方で繰り返し再検討の視点が指摘されていたところです。

この議員立法だからなかなかに対応困難というヒアリングで繰り返し省庁から言われた説明が、本当にいわば思考停止に陥っているように思えました。同時に、計画自体は廃止困難けれども、努力義務で策定しないこともできるのだからいいのだという言い訳は、先ほど湯崎議員からもありましたように、事実上の義務化だったり、地方の負担感というのはリアルに存在するわけで、端的に目の前にある施策の不合理性から目をそらすように映り、これはなかなかどうしたものだろうと感じます。これは検討部会だけで動くような問題ではないような、議員立法でもきちんと対応すべきなのだということは、例えば大臣などが、今日の会議にもいらっしゃるわけで、立法府の構成員の立場からもそれを推進していただきたいなということを感じていた次第です。

計画の問題については、例えばこれは全国知事会の7月の決議の中では、むしろ今後こういう負担の増大にならないように、議員立法も含めて計画の策定を求めるような場合には事前のチェックを行うべきだという提言がされているところです。本当は、その対応がどういう仕組みがあるかということの議論にも本来進みたいわけですので、ぜひせめて今あるものを合理的に見直すということぐらいは当然できるし、すべきだし、ということクリアにして、何とか省庁にも対応いただけるような局面に持っていただきたいなとか、持っていきたいなということはずっとかねがね考えてやっておりました。

コメントです。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一議員) 勢一です。私も提案募集の部会に携わらせていただいて、かなりたくさん提案をいただき、それぞれ多くの共同提案団体が名前を連ねている提案がたくさんあります。これだけ全国のいろいろな地域で共通の問題が出ている。これを制度的に手当することは非常に大事なことで、今後、さらに議論を進めて、何とか実現の方向につな

げたいと改めて実感したところでございます。

また、特に今回、重点事項として計画策定が上がってきて、確かにたくさんの提案をこちらで頂戴いたしました。まさに骨太の方針で計画の原則が明示されて、また、この重点事項になることで具体的な計画の現状の問題というのが説得力を持って示されているという状況で、それを受けた府省の側も計画についていろいろ考える、見直すというきっかけができてきているというタイミングではないかと思っています。

ですので、今、磯部構成員からも御指摘がありましたけれども、やはりこの計画については、このような潮流ができつつある段階で、もう少し根本的なところから問題解決につながるような議論をする必要があるのではないかと私自身も感じました。提案募集検討専門部会のところで個別案件の中でやれることというのは限りがあります。特に議員立法もありますので、もう少し違う場所や立法府を含めたいろいろな方に、幅広く考えて御検討いただくというような形になればいいなと思っております。

簡単ですが、以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員、御発言を頂戴できればと思います。

(後藤議員) 皆さん、異口同音に冒頭にお話になりますように、高橋部会長をはじめとして提案募集検討部会の皆様、また、事務局の皆様、非常に丁寧に検討いただきましてありがとうございます。

今日いただいた資料、参考資料なども目を通させていただいたのですが、その中で、これまでの御発言にもありましたけれども、例えば湯崎議員は「原則」という言い方をされて、勢一議員は「根本的な」というような表現をされていますが、支障事例を個別に扱っているだけではなかなか収束しないということで、何か「共通事項」のようなものを見いだして対応していく必要が、一方であるのではないかなと思いました。

私自身は都市計画が専門ですので、今回の計画策定の見直しが重点事項になったというところは非常に興味を持って眺めているわけですが、基本的には計画をいかにスリム化していくかといったところがポイントになると思います。

参考資料1などを眺めていっても、基本計画と統合できる、例えば住生活基本計画と空き家の問題をはじめとした各種計画を統合できるという方向で御検討いただいているようですけれども、逆に、それぞれの基本計画で統合できるものは何なのかといったようなバックキャスト的な見方で問題を一度俯瞰的に並べ直してみるというようなことも、一方で必要なのではないかな。あるいは計画策定が補助要件になっているものを一通り、まず「横串」を刺して眺めてみるとか、何か支障事例を個別に扱うだけではない問題への対応が、必要ではないかなと思って伺っていました。

いずれにしても基本計画などで計画を統合できるものを一通り並べてみるとか、計画策定を補助の要件としているものを並べてみるとか、あるいは別のアプローチも考える必要があるのではないかなと思いました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) 今年もまた、提案募集検討専門部会の先生方、事務局、そして、御提案いただいた自治体、そして、関係府省の皆様方の大変なお取組の努力に感謝する次第です。

数年前までは社会福祉関係の基準の見直し等の提案が多かったと思うのですが、今回見ていると、重点事項の取りまとめのカテゴリーがそうなっているからかもしれませんが、デジタル化による効率化であるとか、計画策定の見直し関係のものが増えて、やはり時代の変化というものが、こういった提案や見直しに出ているかなと感慨深く思いました。

そして、例えば国家資格等の手順のオンライン化といった例のように、システム化によって住民・国民が直接利用できるようなサービスや手順が増え、自治体を經由することが減れば、自治体の事務負担が減るかもしれない。こういったことは本当にデジタル化のよいところだと思いました。最初は導入やシステム化が大変でしょうが、長い目で見ればきっと効率化に資すると思いますので、ぜひ今後も促進していただきたいと思った次第です。

また、認定こども園の広域調整に関して、都道府県の関与というものは簡素化できないかといった提案に見られるように、狭い領域の問題にどういう広域調整が必要なのかといった、当該事務に関わる地理的な範囲を考慮した提案が出ている部分があるなと思いました。そういった範囲に応じた自治体や国の関与の在り方も、時代によってやはり変化しているなと今回の提案で思いましたので、府省はぜひ提案に対して御対応いただきたいと思いました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、市川議員、よろしく申し上げます。

(市川議員) 皆さんのおっしゃるとおり、今回も専門部会及び事務局の皆さんには、大変な労を重ねながら取り組んでいただいていることに感謝したいと思います。

先ほど勢一議員からもお話がありましたが、資料2を見て、皆さん提案内容で共通の課題をこれだけ抱えておられるのだなということを私も改めて認識した次第です。

第1次回答の内容も提案の実現、検討に向けて前向きな回答も増えてきておるのですが、一方で、なかなか解決の糸口の見出せないものもあるなと思っています。これらをもう一步解決に向けて進めるためには、今回御説明にもありましたけれども、再検討の視点に基づきしっかりと議論していただきたいと思います。中央省庁側も自らの事務の合理化とか、生産性の向上につながるものであると、そういう可能性も含めて課題に取り組んでいただきたいと思います。

また、計画策定の見直しにおいて、まず計画の種類そのものが、それぞれの省庁でち

ちゃんと把握されているかどうかという点については、同じ省庁内で類似の計画が部局によっていろいろ出てきたりしていないかどうか、自らセルフチェックのほうもお願いしたいなと思います。

いろいろと困難な道はたくさんあり、できないという理由は山ほどあると思うのですが、道は必ずあるのだということで道を探す、あるいは道がなければ新たな道をつくるという気概で、この提案の実現に取り組んでいただきたいと思います。大切なのは現場を知ることですから、全国知事会の提案の中にもありますけれども、地方の実情をしっかりと議論する協議の場というのは大切だと感じております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、小早川座長代理、御発言をいただければと思います。

(小早川座長代理) 私は専門部会のほうにも属しておりますが、私自身はあまり働きがよくなかったのですが、高橋部会長をはじめ、皆さんは非常に頑張っておられたなという印象を持っております。事務局の方ももちろん大変汗をかかれたわけです。

今日の資料と、ただいままでの皆様の御発言を伺っていて、3点ぐらい、発言いたします。

今回の全体を通じて申しますと、それはよく言われるのだけど、というのが、「議員立法だから」という問題、それから、計画策定等については「法律で規定しているけれども単なる努力義務だから大目に見てほしい」というような言い方の問題でして、これはどちらも実はあまり説得力はないと思うのですが、しかし、それに対してどう乗り越えていくかというのはなかなか難しいところだと思います。

議員立法の問題については、先ほど、政党への働きかけも必要ではないかという御発言がありまして、それはまさにそのとおりでと思うのです。ただ、内閣府のお役人の方々の弁護をするわけではないのですけれども、政党への働きかけというのは、中央の行政官、お役人の方々にとっては大変やりにくいことなのではないかなという気もしております。このことは、結局は国民全体、住民全体の福祉の問題に関わるわけなので、住民のためにこういう行政のやり方はおかしいではないかということ、住民に近いところにおられる自治体、自治体の連合体である知事会、市長会、町村会、その辺で、この議員立法の問題について本気で取り組んでいただくわけにはいけないでしょうか。どうすればいいかと言われたら私は分からないのですが、そういう御努力をお願いしたい気がしております。これが、大ざっぱなのですが、一つです。

2番目は、計画策定等の話でして、これは部会などで時々発言もしておりますので、あまり同じことを繰り返すのは控えますけれども、とにかく、「よき行政を行うには、こういうやり方がいいのだから、このやり方でやってくれ」と、その典型が、計画づくりのマニュアルをつくって、そのとおりにやってもらうという考え方なのです。ですが、道具を使う立場ではない人が、道具を決めてしまい、この道具を使って仕事をしてくだ

さいというのは、やはり限界はあるでしょう。皆さんが言うておられることですが、計画的な行政をやっていくためにどうすればいいかというのは、その行政を担当する自治体の意見が中心になるべきだろうと思っております。

第3点は、今回までの提案募集の全体を振り返って、従うべき基準の問題です。今日はたまたま知事会の資料として出していただいておりますけれども、資料3-1の123ページです。従うべき基準についての提案募集のこれまでの実績を振り返った表がございました。毎年毎年問題は出てきているわけですが、こういう形でまとめて非常に分かりやすく示していただいております。これを見ますと、従うべき基準に関する提案件数というのが減ってきています。そこからは、これまでに相当実績を上げた、だんだん余計な縛りはなくなっているのだなという、安心できる表にも見えるのですけれども、多分そうではないのでして、このほかにまだまだ処理すべき事例というのはたくさんあるのでしょうか。提案されても問題が解決できないでそのままになっているものも多分かなりあるだろう。その辺の全体としての感じがどうなのかというのは私は分かりませんが、いずれにしても、知事会さんもまさに提起しておられるところなのですから、そろそろこの辺りで、従うべき基準についての刈込作業の中間的な整理をやるべき時期なのかなという気がしております。制度的な課題として横断的に見直しをするという表現をしておられますけれども、確かにそういうことを考える時期なのかなという気がします。

この問題は特に施設関係が目立つわけなのですけれども、最近思っていますのは、かつて、これとは別の建築基準法関係などで、構造基準か性能基準かという議論、構造基準で縛るよりはもっと柔軟にして性能基準で置き換えるべきだという議論がありました。それ自体はもちろんいろいろ気をつけないといけないところがあるのですけれども、基本的には同じことがここにもいえるのかなと思っております。施設の面積基準だとか、人員配置の基準というのは、要するに建物でいえば構造基準の部分なわけです。それを厳しく決めているから、実際に家を建てたくても建てられない。提供すべき行政サービスを提供したくてもそれができない。そうではなくて、これもさっきの話と似ていますが、実際に行政サービスを提供しようとする自治体がいろいろ工夫をして、結果的に、住民にとって安全と希望のある暮らしを持続的に維持していける、そういう地域をつくるという、そのような結果が確保できればいいわけなので、いわば、そうした結果をもたらすための性能基準の考え方でいくべきなのではないか。難しいとは思いますが、例えばそういったような考え方で、従来の、従うべき基準によって自治体行政をコントロールしていこうという発想自体を根本的に見直すことが必要ではないか、これまでのこの提案募集検討の実績を踏まえて、少しそういう方向での横断的、制度的な議論ができないかなという気がする次第であります。

ちょっと長くなりましたけれども、私の発言は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

一当たり議員及び構成員の皆様方に御意見を頂戴したわけですが、皆様方、専門部会及び事務局の進めている努力を高く評価され、この努力を今後また続けていってほしい、それから、再検討の視点等々も適切であるということ踏まえた上で、多分より効率的といいますか、問題別に緻密に検討していった成果を実現するために、何か横軸で入れられないかということではないかと思えます。原則とか、抜本的といろいろ表現はありましたが、そうした意見が出ております。

最後に、高橋部会長、議員及び構成員の皆様方の御意見を頂戴した上で、コメントがあれば頂戴したいと思います。

(高橋部会長) 計画につきましては、また議題2で御議論いただくということになるかと思えます。それ以外につきましては、従うべき基準につきましても、様々なそれ以外の提案につきましても、先生方から頂戴した意見を踏まえて、しっかり今年の作業を進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、今日いただきまして極めて生産的な御議論を踏まえて、提案募集検討部会、誠に恐縮ですが、さらに一層鞭を打って、調査・審議を進めていただきたいということと、もちろん事務局も含めてでございますが、さらには内閣府におかれましても、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各省、地方側とのさらなる調整をお願いしたいと思えます。

議題1につきましては、この辺で切り上げさせていただいて、今、部会長もちょっとお触れになりましたけれども、議題2のほう、各府省の計画策定等における見直しの検討状況について、これを御審議いただきたいと思えます。

まず、また恐縮ですが、高橋部会長のほうから計画策定に関わる状況等につきまして御説明を頂戴できればと思えます。よろしく申し上げます。

(高橋部会長) 既に議題1における議論においても、先生方からいろいろと御指摘・御指導をいただきました。私のほうから議題2におきまして、今年も重点テーマとして扱っています計画策定等につきまして、これまで作業してきた立場から、若干御報告を申し上げたいと思えます。

議題1における御報告の際にも御報告したことでございますが、今年は特に各府省のヒアリングの際には、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針に記載された計画策定に関する基本原則を踏まえて、地方からの提案を最大に実現するよう、前向きに御検討いただきたいということを申し上げたところでありました。既にお答えをいただいているところもございますが、まだ御報告を申し上げましたように、難しいと言っておられる省庁もありますので、これを踏まえた各府省の対応を強くこれからも希望していきたく思っております。

また、既に御発言を多々いただいているところでございますが、各府省の第1次回答でございますけれども、議員立法の場合は計画の話ができないということを強く御主張

ように、調査票①と調査票②によって調査をしております。

調査票①は、法律に根拠がある計画を対象にしております。事務局で作成しました法律を根拠とする計画のリストを提示した上で、それぞれの計画につきまして、各府省に伺ったものでございます。

調査票②は、政省令及び通知、マニュアル等により策定を要請している計画についての調査でございます。これまで全体のリストはございませんでしたので、今回、各府省に御報告いただき、それらの検討状況について回答をいただいたものになります。

次に、回答の選択肢でございますが、A1は地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、何らかの見直しについて検討を行っているものうち法令改正を伴うもの。A2は通知等の改正によるものとなっております。

この調査は、見直しのスケジュールに乗せていくA1とA2を調べるという目的で行っておりますが、そのほか、参考資料2の回答一覧では、Bとして見直しの要否を含め検討中であるもの、Cとして見直しを予定していないものという選択肢もございます。この資料の表の欄外のお書きのところで、それらのものの数をお示しております。

次に、A1とA2の数でございますが、調査票①でA1のものは10件でございます。ただし、*1にありますとおり、中には調査時点以降に実施済みとなっているもの4件が含まれております。さらに計画策定等の見直しの趣旨を踏まえ、既に一定の対応を実施しているもの1件が含まれております。差し引き5件が、今後法令改正を伴うものでございますが、法形式はいずれも告示の改正となっております。調査票①のA2は37件でございます。そのうち*2のとおり、計画策定の見直しの趣旨を踏まえて実施済みのもの18件が含まれます。

調査票②につきましてはA1が0件でございます。各府省に提出いただいたリストでは、政令・省令で初めて計画策定等の義務付け等を行っているものは少なく、多くは通知・要綱等を根拠とするものでございますので、もともとA1における母数は少ないというものでございます。次に、A2は6件でございます。*3のとおり実施済み1件が含まれております。

続きまして、通し番号の2ページ、資料7を御覧ください。こちらの資料はA1、A2として回答があったものでございます。また、右端の欄には地方六団体からいただいた御意見を掲載しております。なお、これらの回答の中には既に実施済みとなっているものもございますので、主なものについて御説明いたします。

まず、調査票①についてのA1、法令改正を伴うものでございますが、1番の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の市町村計画を市町村による共同策定が可能である旨を明確化する告示改正を検討するものでございます。

2番から5番までは、昨年の地方からの提案募集の中で出ていたもので、今年度において検討を行うこととしていたものです。障害児福祉計画、障害福祉計画の計画期間の延長、加えて市町村計画につきましては、共同策定について現在所管省の審議会で検討

に入っております。対応する場合は告示改正を行うものでございます。

3ページの6番から9番は、調査時点の6月1日以降、国会において一定の対応がなされた法律が成立しております。6月15日に成立しましたこども基本法の規定により、都道府県と市町村は、こども計画の策定の努力義務が設けられたところでございますが、その一方で、法律におきましては、この6番から9番までの都道府県及び市町村の子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画等と一体のものとして作成することができる旨が規定されております。

4ページの10番は、一定の対応を既に実施したという回答でございますので省略いたします。

5ページ以降は、調査票①と調査票②の通知等の改正を検討しているものでございます。中には実施済みのものもございまして、計画内容も様々でございますので、全体の特徴を御覧いただくため、計画の説明は割愛し、内容について主なものを御説明いたします。

1番でございますが、見直しの内容として、複数の市町村で共同策定が可能である旨を明確化する通知の発出を検討するものでございます。

飛びまして8ページ、5番は既存計画との統合が可能である旨を通知するものでございます。

6番、7番は、複数市町村による共同策定が可能である旨、手引きでの明記や通知発出を検討するものでございます。

9ページの9番は他計画との一体策定や手続の簡素化等の検討を行うものでございます。

11番は複数市町村での共同策定が可能である旨を明確化する通知発出を検討するものでございます。

10ページの13番から15番は地域協議会が策定主体の計画の検討主体について、自治体等の役職のレベルを下げるというものでございます。

飛びまして、12ページの18番、19番は、昨年の提案に関する対応方針に基づいて検討を行っているものでございます。

次の13ページの20番以降は実施済みのものとなります。

少し飛びまして、18ページは調査票②の政省令及び通知、マニュアル等により計画策定を要請しているもののうちA2についてでございます。

1番は、今年の提案募集に入っているもので、提案に対応する意向を示しているものでございます。

2番から5番は、財政措置のために提出する計画の様式の簡素化を行うものでございます。

19ページの6番、7番は実施済みのものとなっております。

ただいま御説明してまいりましたA1とA2の回答に対する地方六団体からの御意見とし

ましては、多くは見直しのスケジュールをお示しいただきたいといった御意見でございます。また、計画によっては今後も地方の自主性・自立性が担保されるよう、見直しを行っていただきたいという御意見でございました。こうした御意見も各府省にお伝えした上で、自主的な見直しについても取組を促進してまいりたいと考えております。

最後に、参考資料の2につきましては、各府省からの回答の一覧でございます。御参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

各府省の計画策定等の見直しの検討状況につきまして、高橋部会長、さらに事務局から御説明をいただきました。

既に議題1のほうでもお触れいただいておりますが、この計画策定等につきまして、議員、さらには構成員の皆様方から御質問・御意見を頂戴したいと思っております。いかがでございましょうか。

谷口議員、お願いします。

(谷口議員) ありがとうございます。御説明をお伺いしました。

私は提案募集検討専門部会のメンバーではないので、想像でしかなくて恐縮なのですが、昨今の行政手法の望ましい方向として、PDCAサイクルとか、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）が推奨されていますね。もしかすると、最近こういった計画の要請や策定が増えている背景には、政策の根拠や効果を明確化しなければならないという要請があるからではないかと想像しました。例えばPDCAのプラン、ドゥー、チェック、アクションというプロセスならば、最初に計画を立てて、経過措置を見て、どういう効果があったかという差分を見て、その政策はやって意味があったのかどうかを確認して次に活かす、という流れになる。そういう流れを前提に予算がついて、その政策はやった意味があったと証明することが推奨されています。

そのため、各省庁が地方関係の政策をされるときには、やはり計画を各自治体に立ててもらって、進捗を報告してもらいながら、それを集計して何%の自治体が行ったとか、実施してこれぐらい効果があったとか、ある意味、分かりやすいエビデンスを得る必要があるのかなと想像をしてしまいました。

それをどう改善したらいいのかというと、先ほどの資料7にも少しありましたが、やはりある政策を行おうとするときに、何らかの形で自治体に計画策定をしていただかないと効果測定ができないため、それはお願いするのでしょうか、やはり簡略化とか、計画策定を行いやすいように改善することが必要です。

例えば前も提案したことがあると思うのですが、いろいろなシステムやプロセスには複数の水準があって、自治体ができることをメニュー化する、レベル分けする。それは財政規模や人口規模などに応じて、できることを選ばよいですし、それ以外で特記事項があれば、うちの自治体ではこんなことをやっていますとか、事情によってと

いふのだったら、それは加筆してもいいと思うのです。

要するにフリーハンドで計画を書いてくださいというのは、自治体としてはすごく困ると想像します。ある程度メニューがあって、それはその自治体の事情に応じてできることをやってくださいとすれば、もっと回答するほうは楽になるのではないかと。

ですから、計画の総量を減らす、統合するというのが良いのですけれども、難しければ、計画を立てやすく回答しやすくする。資料を見ていると、策定マニュアルを用意するといった対応は結構出ているのですけれども、国のほうも最初からメニューを用意しておいて、これができる、あれができたと集計する方が、国としても効果測定しやすい。フリーハンドで書いてもらおうと、どういう計画や成果があったかというのは結局文字でしか確認できなくて、まとめるほうも見るほうも大変ではないですか。ある程度、メニューカテゴリーや数値で整理できるようになると、計画策定をお願いする方も行う方も、お互い簡略化できるのでないかと思います。

(神野座長) 部会長、何かコメントはありますか。

(高橋部会長) 御指摘ありがとうございました。

御指摘を聞いて感じたことです。今日は、大橋部会長代理がいらっしゃらないので、代わりに申し上げますと、今日の自治体の運用を見ていますと、大体計画と名がつくと、意見公募手続をやらなくてはいけない、さらに関係者と協議しなさい、専門家の意見を聞きなさい。大体計画と名がつくと、条例に基づいてフルセットで作業をしなくてはならない。物すごく手間がかかります。

省庁の方が法律で計画をつくろうと考える際に、そういうフルセットを要求されている実態を知って計画という名前をつけているのかなと思うわけです。ですから、EBPMということも非常に重要なのですけれども、そこまでフルセットする計画までしないとEBPMにならないのか。もしくはPDCAサイクルを回したことになるのか。この辺の認識のずれが、自治体の負担になっているのではないかなと思います。ですから、その辺を少しくリアにするということがすごく重要だということを思いました。

もう一つは、単発的にいろいろな法律をつくると、先ほども申しましたけれども、計画体系がすごく複雑になっていって、担当者があれもこれもやらなければいけないし、施策の見通しがすごく悪くなります。何かやろうとしても、ここにマニアックな計画事項が法律で定まっている。では、施策をやるときに、そのマニアックなところをやらないと作業をしたことにならないという話になって、基本計画があるところに、マニアックなところまで本当に見てやらなければいけないというのは、自治体の担当者としては大変仕事がしづらくなっている現状があるのではないかと。その辺を見直していただく必要があると思います。

さらに実施計画の実態は毎年度の計画ではないのです。だから、その辺についても毎年度実施するときに、本当にフルセットの計画をつくらないと実施計画にならないのか、この辺もいろいろな計画のタイプがありますけれども、やはり見直しの視点はいろいろ

あるのではないかなと思いました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

湯崎議員、御発言を頂戴できればと思います。

(湯崎議員) 今、谷口議員が大変重要な論点を提起されたと思います。国が、なぜ計画をつくらせるのかということ、計画をつくる目的です。今おっしゃったように、EBPMとかPDCAを回すという観点からつくるということも、特に最近はあると思います。例えば地方創生推進計画等は、まさにPDCAを回して頑張っているところにさらに交付金をつけますというような体系になっていて、実際に、それがそうになっているかどうかというところ、これはまたいろいろな見方があると思うのですが、そういうものもありますし、その他医療系だとか、実態がどうなっているのかということ国として把握するとか、そういう目的があるものもあります。あるいは国の政策目的の枠があって、その枠の中に入れる、つまり国の政策を地方を通じて貫徹するというか、そのために地方につくらせるというようなものが幾つかあると思います。

そこで根本的に問題になるのは、PDCAを回すのは誰なのかということです。本来であれば、地方が自らの問題としてEBPMとかPDCAという観点からやればいい話であって、それをなぜ国が事実上義務付けるような形をして、効果があるように監視をしなければいけないのか。それは地方分権という観点からいったら、おかしい話ではないかということだと思います。

結局、そこに来ると、今の財政構造というところにも関係するわけでありまして、国のほうが大きな財源を持って、財政を通じて事実上地方をコントロールして、国の考える政策を実行するというような構造が結局残っているということだと思います。その根本的な整理をしないと、なかなか減っていかない。

各省庁の理屈も私も分からなくもないところがあるというか、これは財務省から問われるわけなのです。例えば特定の分野における予算をつけて、それを地方に補助金として出しますと、では、それは効果があったのですかと国の省庁が問われる。そうすると、翻って、それは地方において計画をつくってもらって、それをまた評価して、それで例えばPDCAを回すなり、EBPMで証明をする。なので、これはこのようにしますというような説明が必要だったり、そういうことになっているわけでありまして、先ほども議論になりました原則だとか、あるいは横串を刺すということを考えると、そもそも何で国がそこまでしなければいけないのかとか、そういう国と地方の関係が地方分権という観点から正しいのかということも含めて議論をするべきだと思いますし、まさにそれをすべきタイミングではないかなと私としては思っております。

(神野座長) 的確な御意見頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

三木議員、どうぞ。

(三木議員) 先ほどPDCAサイクルの話が出ましたけれども、先ほどの環境計画で申し上げましたように、数値目標をつくること自体が大変なのです。そして、その数値目標をやるためにPDCAサイクルをやるということになると、Pのところでレベルを下げてしまうのです。それが実態に合っていない場合もあるのです。あまりつくってしまうと、今度は議会等で、これが達成されていないということになりますから、結局自分たちで目標が達せられるようなもの、しかし、本当に住民のためかどうかというのは数字で表せないものがあるのです。ですから、私はPDCAサイクルは行政に合う部分と合わない部分があると思っています。

それから、先ほどお話のありましたように、何もなくて市町村につくれというと、実際は大変なものがたくさんあるのです。ところが、今回のデジタル化の関係は、全国のすばらしい事例を幾つか挙げてもらっているのです。それから、地方創生の場合もそのようなのです。こういうのがありますよということを教えていただくと、その中から自分の自治体に合うものを探してくるわけです。そうすると実態に合うわけです。ところが、国の中では先進的なものをやれと言われますけれども、市町村で先進的なものを出せといっても非常に難しい。実際はできないのです。それよりも最低レベルから、地域に合ったことをやること自体が本当の地方自治だと思っています。

もう一つ問題なのは、ある小さな村の村長さんがおっしゃっていたのですけれども、職員が辞めてしまうというのです。なぜ辞めるかということ、仕事自体にやりがいがないのです。机上の計画をつくったり、そういうものに追われてしまう。そうすると、辞めてほかの仕事に行く。小さな町村にとっては、そういうやりがいのない仕事が出てくること自体が、私はすごく心配なのです。ところが、本当に小さな町村でいくと、住民の人と直接話して、住民の悩みを聞いて、一つずつ解決していくことが、本当は職員の喜びなのですけれども、そういうことがなくなって、計画をつくるとか、そういう国のいろいろなをつくれとか、県のものをつくれというようなことになってくるのが問題だと思っております。

それから、先ほど生活保護の関係で国民健康保険の話が出ていたのですけれども、私は先日、自治会の会長さんから言われたのですけれども、これからの行政というのは申請主義ではなくてプッシュ型にすべきだと、本当に困っている人がいたら、こちらでマイナンバーだとか、そういうデータを使って申請しなくてもいいような仕組みにしていかなければいけない。そして、本当に困っている人ほど申請ができないのです。だから、これからの福祉というのはプッシュ型にすべきだということを自治会長さんが言っていたのです。その自治会長さんは何でそんなことを言っていたかということ、孤独死があったのです。孤独死が自分の自治会で発生したこと自体が自治会長さんとしては、すごく自分の責任だと感じてしまうわけです。ですから、ぜひ小さな市町村の場合には、そういうような悩みを解決するために、きめ細かなメニュー化だとか、そういうのを提示してもらえば非常にありがたいと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

木野議員、どうぞ。

(木野議員) 今までの御発言をお聞きして、全くなるほどと思う部分が相当あります。私たち特に小さい町村を管掌している立場からすると、実施に向けた細かい計画づくりをされてしまうと、先ほどどなたかの発言にもありましたように、計画づくりに疲れてしまうという部分は確かに出てくると思います。

したがって、全ての計画についてそうなのですけれども、ある目的を持った計画をつくるとき、どういう形で計画をつくっていくかというときに、今はそれぞれの立場でそれぞれの計画づくりを町村のほうに求めていますけれども、その計画づくりを依頼する前に、計画の相互関連性というものをもう少し考えてもらって、整理した形で町村のほうへ下ろしていただきたいなというのが私の感想であります。

そういう意味では、今の既存の計画の中でも、類似した計画がいっぱいあるので、その一本化というか、目標に沿って体系立てた整理をしていただくことが、まずもって計画依頼の前提になってくるのかなと思っております。

それと、全国町村会等からいろいろなことを申し上げておりますし、いろいろな照会に対する回答もしておりますけれども、それぞれ関係の府省の皆様方には、我々にとって、やはり実質的かつ実効性のある見直しをする中での御検討をいただけたらいいのかなと思っております。

いずれにしても、ある意味で計画は大事だと思っておりますし、ただ、その計画が何かをやるための単なる実行の計画ではなくて、市町村、特に小さな町村にとって、それを実行することによって希望の光が見えてくるような形、やはりそれがないと、各町村の職員にとっても全くやりがいがないという話になってしまいますので、職員のやりがいという観点からいっても、意味のある計画にさせていただくことが大事かなと思っております。我々も頑張りますけれども、やはり計画の策定について、そういう命を吹き込んでいただきたいなと思っています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。御発言があれば承っておきます。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 私も計画のこと、いろいろ提案募集の場でも議論をさせていただきましたし、計画策定ワーキングにも入っておりますので、今回の議論、皆さんの御発言を伺って少しだけコメントをさせていただければと思います。

PDCAを回す、EBPMが大事というのは、原則はそのとおりなのですが、では、本当に適正な効果を測れるような計画の体制になっているのか、仕組みになっているのかというところ、これがまさに提案募集で問われているところになろうかと思っています。単

年度の計画でPDCAを回すのは無理ですし、3年間の計画期間で考えれば、最初の1年間で計画を始めて、その途中で中間見直しをして、最終年度にはまた次の計画に向けて動かないといけない。これだとなかなか実際の施策の成果につなげられるような業務ができないという悩みをたくさん聞いています。ですので、本当に必要な形で計画ができるように見直すのは大事なステップになるのではないかと考えているところです。

また、高橋部会長から御発言がありましたけれども、私も計画体系の整理と計画の総量コントロールには、やはり今の段階で既存の計画の見直しをしていく必要があるだろうと思っています。特にここ10年ぐらいの政策問題を見ていますと、新しく顕在化した課題に対して、トピック的に対応するような立法も実はたくさんできていまして、それが新たな課題に対応するために計画策定を求めるといようなものがあると思います。

そうしたものは一定の成果を得られた後は法律自体も卒業するとか、あるいは既存の計画や既存の法律に統合していくというような形での全体像の見直しということ自体が必要だと思っています。これまでの議論の例を見ますと、医療、福祉とか、教育、環境などの分野でそういうものが多いような印象を持っています。全体像がなかなか把握できないところではありますけれども、もう少しこれは府省の現場、制度所管の方々の御協力も得ながら議論ができればと思っています。

(神野座長) ほかはいかがでございましょうか。

それでは、既に予定の時間をオーバーしておりますので、この辺で打ち切りたいと思っております。

見直しについて検討を行っているという回答がされたものにつきましては、適切な見直しが花開くということを期待しております。内閣府におかれましても各省庁が適切な見直しができるように後押しといたしましょうか、御指導という怒られるかもしれないので、後押しをお願いしたいと思っております。さらに今後とも部会等におきまして、計画の在り方全般につきましても引き続き検討を深めていただきたいと思います。

特に御発言がないようですので、予定の時間を過ぎておりますから、最後に、ずっと御出席いただいております田和内閣府事務次官から御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(田和内閣府事務次官) ありがとうございます。皆様におかれましては、提案募集方式に基づいて、地方からの提案の実現に向けて御尽力いただいております、この場をお借りして感謝申し上げます。

本日は、各関係府省からの第1次回答の状況、これは本当に私が見ても十分ではないなと思いましたが、今日の状況を踏まえて活発な御審議をいただいたと思います。今日の御議論を踏まえまして、私のほうからもそうですけれども、また、大臣とも御相談して再検討の要請を行って、しっかりと地方からの提案の最大限の実現に向けて、さらに一層尽力したいと思います。

同時に、今日の御議論を聞いていまして、どうやって効果的に横串を刺していくかと

いうのは非常に重要な課題だと思いました。先ほども話ございましたけれども、今、デジタル規制を幾つも横断的にやっているやり方、それから、デジタル規制を踏まえて新しい法律をつくる時にどういう見直しをやるのかというような取組、そういったことも他省庁などでは動いていますので、似たようなアナロジーが使える可能性も十分あると思います。我々のほうで勉強をして、個別のしっかりとした要請に応えることも重要ですし、また、そういったものを踏まえて横串でいいものを横展開していく仕組みをしっかりと考えていくのは重要かと思っておりますので、その辺は事務局と一緒にしっかりと考えていきたいと思っております。

今後とも地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会の皆様におかれましては、なお一層御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。次官からはいつもお助けいただいて、感謝をする次第でございます。

以上をもちまして、本日の合同会議を終了させていただきたいと思っております。最後まで熱心に御議論を頂戴いたしましたこと、深く感謝する次第でございます。私の運営の不手際で予定の時間オーバーしてしまったことをお詫びいたしまして、これにて終了させていただければと思っております。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)